

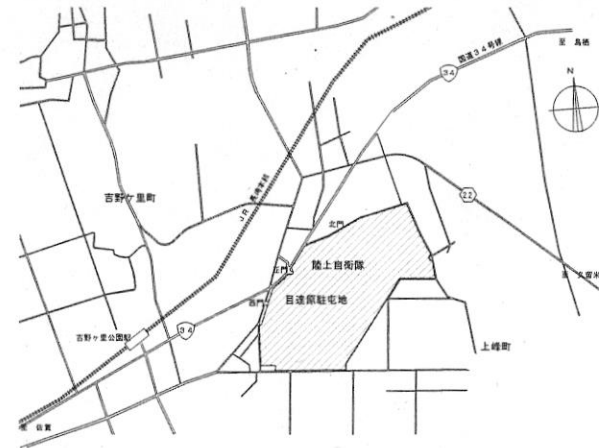
表紙共 3 枚

目達原 # 2 2 6 格納庫屋外タンク清掃

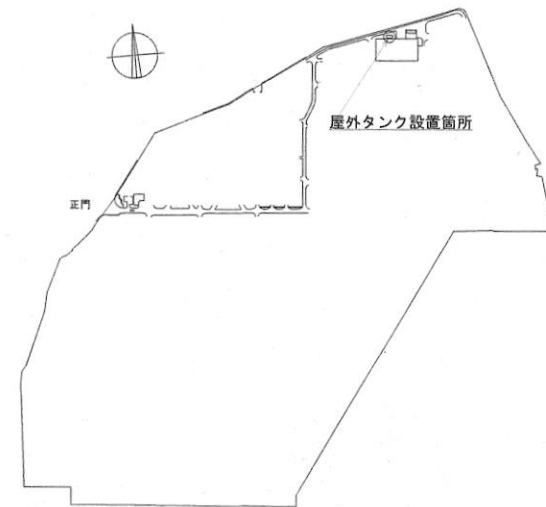
件 名	目達原 # 2 2 6 格納庫屋外タンク清掃				図面番号	1 / 3
図 名	表 紙				縮 尺	—
総務部長	管理課長	営繕班長	工事企画			担 当
						
九州補給処総務部管理課					作成年月	R8.9.8

仕 様 書

- 1 件 名：目達原#226格納庫屋外タンク清掃
- 2 場 所：佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7番1 陸上自衛隊 目達原駐屯地
- 3 概 要：屋外貯蔵タンク（1基）の内部清掃及び付属部品の取替
燃 種：灯油 容量30,000L
- 4 一般事項：
- （1）本役務実施に際し、火災予防等安全管理に十分注意するものとする。
- （2）本役務実施に際し、既存を汚破損した場合は直ちに原形に復旧するものとする。
- （3）請負者は本役務にあたり、仕様書及び現地において、相違・意義あるいは不明な点が生じた場合、監督官と協議しその指示に従うものとする。
- （4）本役務実施に際し、本仕様書に明記なき事項についても作業上当然すべき事項は実施するものとする。
- （5）駐屯地立入に際しては、駐屯地諸規則を厳守する。
- （6）本役務の記録写真は、カメラ（カラー）又は、デジタルカメラ（ファイル形式JPEG）を使用し、着工前清掃使用器材、各工程、完了後及び監督官の指示するところを撮影し、1部提出するものとする。
- （7）本清掃の発生材（金属）については、監督官の指示する所に集積する。
- （8）本清掃に使用する電気・水は請負業者が準備するものとする。
- 5 特記事項：
- （1）マンホール解放後、換気ファン等で十分に換気を行い、内部の安全確認後立ち入るものとする。
- （2）タンク内部清掃は、高圧洗浄等により実施し、錆等が剥離しない箇所は、手作業により実施し、洗浄後はウエス等により油分を十分に拭き取る。
- （3）スラッジ、スケール、錆、残油及びウエス等の汚物は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき請負業者が搬出処理する。また、駐屯地内に一時保管する場合は金属製蓋付容器で保管すること。
作業終了後にマニフェスト（E票）の写しを1部、監督官に提出する。
- （4）本役務で取替を行う注油口用ゲートバルブは10K（65A ダクタイル製）と同等品以上とし、排油口用ゲートバルブは10K（50A ダクタイル製）と同等品以上とする。
- （5）マンホール、バルブ等を取り外した箇所は表面を研磨・点検・調整を行いあわせてパッキン・ボルト・ナットの取替も実施する。
- （6）残油は、タンクローリー車に一時保管する。
（残油量 灯油約24,500L（見込み））
- （7）清掃実施者は関係資格保持者とし、その資格証明書の写しを監督官に提出するものとする。
- （8）清掃終了後に「屋外タンク清掃実施報告書」を監督官に提出するものとする。

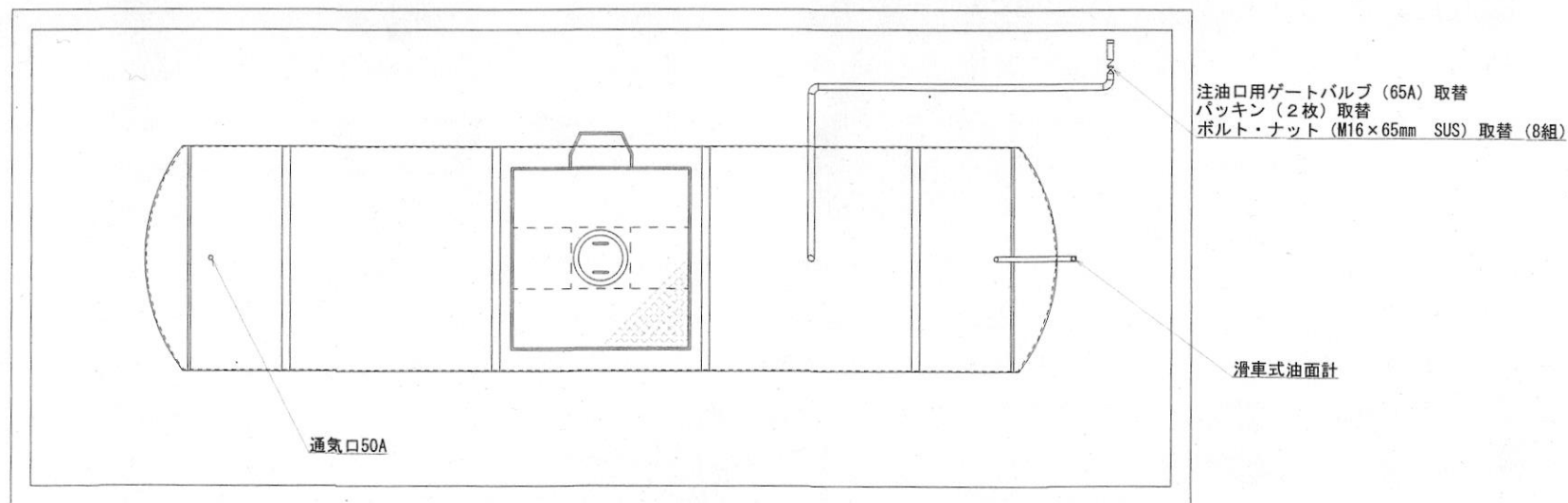


案内図 S=1/30000

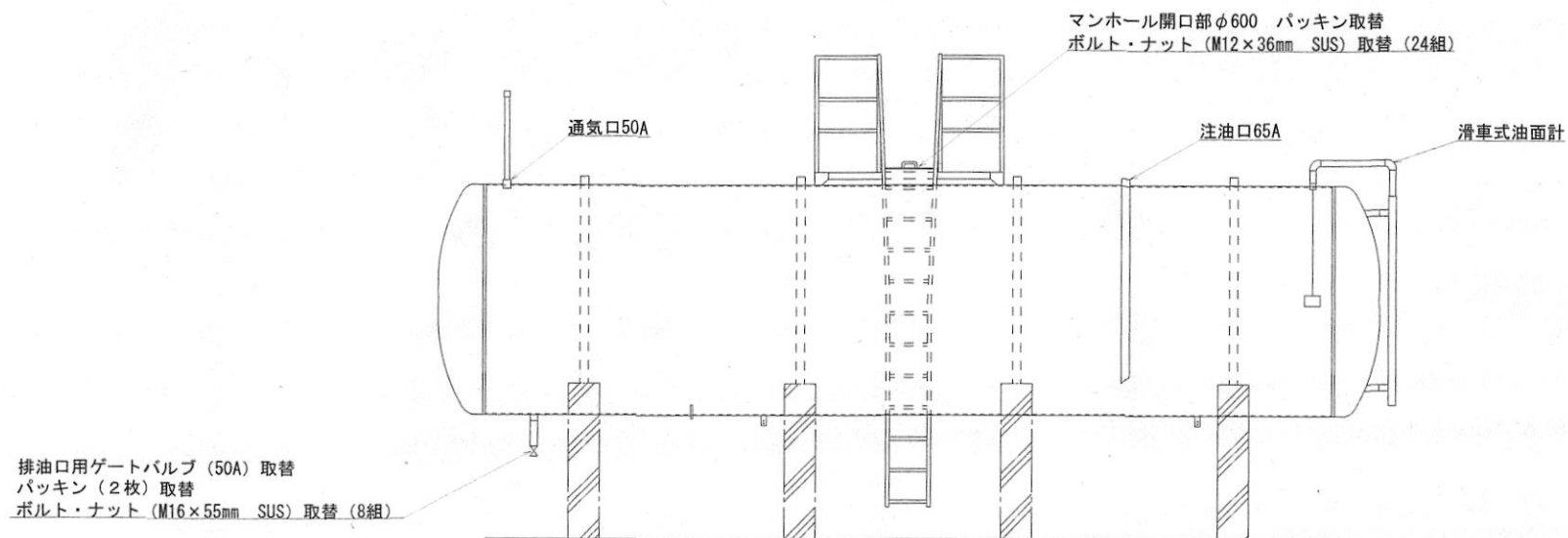


配置図 S=1/10000

件名	目達原#226格納庫屋外タンク清掃				
図名	仕様書・配置図				
縮尺	図示	図面 番号	2/3	作成 年月日	R8.9.8
陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処総務部管理課					



#226格納庫屋外タンク平面図 1/50



#226格納庫屋外タンク立面図 1/50

件名	目達原#226格納庫屋外タンク清掃				
図名	平面図・立面図				
縮尺	図示	図面 番号	3/3	作成 年月日	R8.9.8
陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処総務部管理課					